

防災対策条例調査特別委員会

(平成29年12月21日)

○ 小林博次委員長

それでは、第8回の防災対策条例調査特別委員会を始めさせていただきます。

まず、資料ですが、熊本市に視察に行った際にスクリーンで映していただいた資料と、名古屋大学より天正地震に関する資料をそれぞれ提供いただきましたので、お手元に配付をさせていただきます。

それと、本日の会議ですが、前回からの条文素案の修正として、既存建築物の耐震化の推進について、修正案を準備させていただきました。

その後、新条文素案の検討として、7つの方策に関する防災訓練等の実施、協定の締結、物資等の確保及び供給の計画策定、自主防災活動への支援の4つの条文素案について、それぞれ論議をいただきます。

それでは、会議に入りたいと思います。

前回の議論を踏まえまして、既存建築物の耐震化の推進について、前回の請求資料について都市整備部から説明を受けた後、事務局より修正箇所の説明を受けたいと思います。

○ 伊藤建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

資料のほうをタブレットで配信してございます。一番最初から言いますと、14番の特別委員会、01の防災対策条例調査特別委員会、08の平成29年12月21日、その中の03参考資料（都市整備部）、こちらのほうで説明させていただきます。

よろしかったでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 伊藤建築指導課長

空き家の状況について説明させていただきます。

タブレット4分の2ページをお願いします。

1番の住宅・土地統計調査結果による空き家としまして、平成25年の調査ですが、市内

の住宅総数13万8230戸に対し1万7890戸の空き家があり、空き家率は12.9%と、全国や県に比べても若干低い値となっております。

なお、数値は戸数となっておりますので、共同住宅や長屋などの空き部屋も戸数でカウントされているため、大きな値となっておりますと思われる。

次に、次のページ、4分の3ページをご覧ください。

2番、空き家のアンケート結果ですが、このアンケートは、平成26年度に空き家等の適正管理に関する条例、この条例施行に先立ちまして一戸建て住宅の空き家数を把握するために、市内全域の単位自治会の自治会長さんに対して実施しました。地区ごとの空き家数は表のとおりで、全体としましては3519件でした。右端の列には、アンケートで空き家のうち、このまま放置されると危険であると回答のあった数を上げてございます。

次のページ、4分の4ページをご覧ください。

空き家の状況としまして、市内の空き家で建築指導課が対応した物件について表に示してございます。平成16年度からことしの11月末までの期間で、情報提供のあった空き家について現場確認や調査をした結果、建物の老朽度の程度に応じて指導対象、要注意、上記以外の三つのランクに分けて集計してございます。

その判定基準は、表の下に示してありまして、国が示しております住宅等の不良度判定基準、これに基づいて点数をつけ、指導等対象は不良度判定で100点以上のもの、具体的な例としましては、外壁や屋根の過半が崩壊しているもの、要注意は判定が100点未満で、部分的な劣化や損傷が見られるものです。上記以外としましては判定が零点と、つまり破損等の箇所がないものということでございます。

調査数は、指導等対象が176件、要注意が371件、上記以外は174件で、合計721件です。指導等を行ってきたことで、除却など、そういったことをされることによって、合計246件が改善に至っております。中でも、指導等対象の改善率としましては76.1%となっております。現在も残っている建築指導課が対応している空き家数としましては、調査数から除却及び改善件数を引いて、合計475件となっております。また、表の一番右の列には、所有者不存在的の件数を示してございます。

説明は以上でございます。

## ○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

事務局から説明してください。

## ○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

引き続き、事務局より、条文のほうの今回修正箇所のご説明させていただきます。

事務局の資料につきましては、タブレット配信もしてはございますけれども、全て紙のほう、ご用意してございますので、そちらのほうをご覧くださいと存じます。

一番上、A3横の資料ですけれども、骨子素案、前回ご提出させていただいたものの中から、項目のところに下線なりを引かせていただいております。七つの方策の部分、下線が四つ引いてありますのが、先ほど委員長からご案内いただきましたように、本日、新たな条文素案のご協議をいただく部分でございます。黒塗りのほうは既にご協議している項目でございます、その中で、今回、(13)の既存建築物の耐震化の推進に関する修正ということで、今からご説明のほうを申し上げます。

それでは、その下の資料、右肩に(13)既存建築物の耐震化の推進、提言ナンバー5とあります資料のほうをご覧ください。

前回の委員会でのご議論を踏まえまして正副委員長のほうでご検討いただき、修正のほうをいただきました。修正箇所につきましては着色をさせていただいております。

まず、ページ左側の条文第3項をご覧ください。

前回、条項の主語は「建築物の所有者は」となっておりましたが、家具の転倒防止等の取り組みについては、所有者以外の、例えば、賃借人なども行う必要があるのではないかとのご意見をいただきました。

まず、条文につきまして、記載のとおり、所有者の後に「及び管理者または当該建築物に居住する者は」との文言を追加し、それに沿いまして、ページ右下、第3項の解説部分におきまして、所有者と――「と」からが追加部分でございますけれども――「賃借人その他の管理者、さらに同じ建物内で共に居住する方」と条文との整合を図っていただいております。

次に、資料、その上になりますけれども、第2項の解説部分のほうをご覧ください。

前回、既存建築物の耐震に関する啓発、あるいは支援については、空き家も含まれるのではないかと、その趣旨を盛り込んでどうかとのご意見をいただきました。その点を踏まえまして、旧耐震基準の木造住宅の後に、括弧書きで「空き家を含む」と追加し、空き

家についても啓発や支援の対象とすることを明確にするような解説としていただいております。

最後に、同じ第2項の解説部分でございますけれども、七つの方策にも記載ございました個別啓発につきまして、全市的かつ計画的に進めていく趣旨を盛り込んでどうかのご意見をいただきました。その点も踏まえまして、着色のとおり、「全市的かつ計画的に」との文言を追加していただいております。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、理事者の説明及び事務局の説明について、質疑があれば、提案、出してください。

○ 早川新平委員

冒頭の4ページ、空き家状況のところでお伺いするんですが、この表の中のうち、所有者不存件数というのがあると思うんですけど、2件、7件、2件で11件。

○ 伊藤建築指導課長

はい。

○ 早川新平委員

これがわかっていないということですか。

○ 伊藤建築指導課長

所有者不存ということ、わかっていないものではなくて、この中には全ての法定相続人が相続放棄をしてしまったものというものと、あと、死亡して、所有者が亡くなられて、その子供さんであるとか兄弟が既にお亡くなりになられているとか、いないとかという形で、もう相続人がいないというものでございます。

○ 早川新平委員

確かに、説明はそうなんやけど、僕、知っているだけで2件あるんやな。その空き家というのが、条例で空き家が出てきたのでお伺いしているんやけれども、現実にあるのは、その所有者が祖父、本人からみたら祖父の名義になっていて、自分から見たらね。普通やったらその下の子供で住んでいて、要は自分の親の代やな。それ、名義を書きかえていなかったから、もう全部いないわけや。だから、そういったところでそれを売却するにしたって、処分するにしたって、一旦自分の名義にせんと何もできないじゃないですか、現実には。皆、相続放棄しているんで、処分の仕様がなくなっているのが現実、あるんやわな。そこはどうなるのかなと思って。例えばこの間も新聞にちょっと出ておったけど、それでも相続可能性の人間の責任になるというのが、一月ぐらい前にちょっと出ておったんやけど、そこを出ないと空き家ばかり存在して行って、持ち主が誰かわからない、手のつけようがない。法律的には関係人のところなんだけど、その人も手続をしようとするとなんかもらわないかとか、行方不明とかいう現実的には非常に難しいところがあるので、そこを出ないとこれからどんどんどん空き家、これ、2015年って書いてあるので、もう2年経ってれば減ることは多分ないと思うんやね。だから、その処置を法的にこれからどうしていくかといことも同時に整理をしていかんとふえていくばかりなんやな。行政としては、強制代執行するにしたってお金もらうところないし、だから、そのところ、手を出せないんですわということになっていくと、空き家がふえていくばかりかなと思うているんやけど。指導もできへんし、誰にしているのかわかんないし。だから、そのところ、法的にはどういうふうになっていくのかな、所有者不存在というのは。

## ○ 伊藤建築指導課長

早川委員おっしゃられる、相続人が存在しないとか、そういった場合の対応についてということなんですけれども、民法で定められておる相続財産管理人制度というのがございまして、これ、一言で言っても結構難しい、いろんなハードルがあるとは思いますが、利害関係人となる者が裁判所に申し立てを行って、相続財産管理人を立ててもらうような申し立てを行うわけです。そこで、その管理人の選任を受けて相続財産管理人を立てれば、その方が一定の権利を有することになりまして、そこから事が進められるということになっていきますけれども、ただ、じゃ、利害関係人をどうするのかというところは、いろんな大きな問題があります。基本的には、お金を貸していたとか、そういう意味での利害関係人ということになりますので、誰もがすぐに利害関係人になるということはない

んですけれども、今回、こういった件数も上げさせていただいている中で、そういった物件に対して、そういった制度の周知も行いながら対応していくようには考えてございます。

#### ○ 早川新平委員

ここで時間をとる問題でもないんやけど、現実になん無理やわな、現実には。だから、弁護士なんかで管財人になるとか相続放棄しているんやから、だから、誰に言うてええのかというのも行政としては手の出しようがないところって現実、ありますやん。日々、老朽化して行って倒壊の危険性がある、お隣近所からやったら何とかしてくれということがあるので、指導もできへんのやわな、誰にしてええのかわからんし。そういったところ、法的な整備というのが、私は必要なのかなと思ってちょっとお伺いをしました。本筋からちょっとずれるんだけど。

#### ○ 山本都市整備部長

都市整備部、山本でございます。

委員おっしゃるとおりでして、実際、まだ四日市はましなほうですけど、地方によっては、本当に管理人がいないということで非常に苦勞されているというところがあつて、国のほうで検討会議が開かれておりますので、これでもうちょっとショートカットしたといえますか、今この相続財産管理人制度やらその辺にすると、膨大な手間と、早い話が、金を生み出さないのに金をかけなきゃならんという点がありますので、その辺で検討会議が立ち上がっておりますので、このあたりでちょっと整理していただかないと地方のほうで整理がつかない、そういう現状にあらうかと思っていますので、国の動きあたりは十分注意していかないかん、そのように考えております。

#### ○ 早川新平委員

オーケーです。

#### ○ 樋口博己委員

ちょっと、済みません。参考に現状だけ教えてほしいんですけど、今のところで、除却する場合に補助金が年度末になると足りやんのでちょっと待ってという話が毎年度あると思うんですけど、今年度の状況はどうですかね。

○ 伊藤建築指導課長

木造住宅耐震補助の関係の除却という意味でおっしゃられていただいておりますとは思いますが、委員おっしゃるように、毎年度そのような状況には至っていただけませんが、幸いというか、今年度に関しては追加要望というか、県のほうを通じて上げさせていただいております結果、今年度に関してはまだ余っているというか、対応できる状況になってございます。

○ 樋口博己委員

それは、予算が前年度よりも多く確保できているという意味なのか、それとも、除却の申請者が少なくなっているのか、それはどちらですか。

○ 伊藤建築指導課長

前年度よりも多く確保できたというようなことでございます。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。

○ 小林博次委員長

ほかに。

○ 小川政人委員

提言5のところ、第3項関係というので網かけしてくれてあって、同じ建物内でも居住するというのが、どういうケース、なんやわからんねんやけど。

○ 小林博次委員長

事務局から説明させます。

○ 一海議会事務局主幹

家族など同じ建物内で一緒に住む方、所有者や賃借人でなくても、そういう方も含めて

対策をという意味での文言でございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

そんなの居住だけで終わらへんの。「共に」が要るのかな。それ、家族でも居住者やろう。ともにつて……。

○ 小林博次委員長

ともに。

○ 小川政人委員

わざわざ「共に」って書かなあかんのか、居住者やで一緒と違うの。どうなんやろう。専門用語なのかな。

○ 小林博次委員長

これ、説明できる。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

失礼しました。調査法制係の渡部です。

解説のほうに「共に」と入れたのは、意味合いとしてわかりやすいかなということで加えていただいておりますが、これが必ずしもないと意図が伝わらないかということ、そうではないです。先ほどの繰り返しになりますが、趣旨としては家族、あるいは家族関係はなくとも一緒に、最近ですと、シェアして住まわれる方もおられるということで、その辺の意味合いを含めて加えたと、そのような状況でございます。

以上です。

○ 小川政人委員

別に加えやんでも居住者は一緒の話やんか、ともにとか。居住者というたら住んでおる人のことやろう。何でわざわざ「共に」が要るのかなと、ようわからん。あんたがええとやうんやったら、そうやっときな。

○ 小林博次委員長

だから、あとこれ、文章表現上、建物内に居住する者、「共に」をカットしてもいいですけれども、どうします。

○ 小川政人委員

シンプルなのがええと思うけど。

○ 小林博次委員長

そうすると、建物内に居住する者、こういう表現でよろしいか。皆さん、それでよろしいか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、そのように。

○ 早川新平委員

法的に問題ないんですか。

○ 小林博次委員長

問題ないです。

「で共」を削除します。

小川委員、それでよかった。

○ 小川政人委員

はい。

○ 小林博次委員長

資料のほうと前回議論の集約部分、意見があれば出してください。

○ 小川政人委員

間違えた。「共に」を消すんじゃないかって、「で共」を消したほうがええんと違うかな。さっきの話やけど……。

○ 小林博次委員長

「で共」ですよ。

○ 小川政人委員

「に」はつけといて……。

○ 小林博次委員長

「で共」を消して「に」が残る。そういうことで。

ほかに資料とか前回議論した中であれば出してください。

また途中で出てくる場合があるかわかりませんが、次に移りたいと思います。

それでは、資料ナンバー、きょうの討議事項の14から議論を深めていきたいと思います。

事務局から説明させます。

○ 一海議会事務局主幹

改めまして、一海でございます。

まず、事務局のほうからこちらのほう、ご説明申し上げます。

お手元、A3資料、右上に(14)防災訓練等の実施、提言ナンバー1、ナンバー6とあります資料のほうをご覧ください。

市長への政策提言の中で、1番目の項目として、実践的な防災訓練等を通じた広報ツールの周知、あるいは、6番目でドローンの活用にあたっての訓練などによる技能習得がございました。本条文は、これに関係する規定の素案ということで、整理のほうをいただいております。

なお、参考資料といたしましては、前回の委員会の資料を、タブレット05参考資料として再掲をさせていただいておりますので、ご参考としていただければと思います。

それでは、読み上げのほうをさせていただきます。

災害予防対策、防災訓練等の実施、市は、市民等、自主防災組織、国、県、防災関係機関等と連携して、地域の特性に応じた実践的な防災訓練及び講習会その他防災に関する研修（以下「防災訓練等」という。）を計画的に実施するものとする。

第2項、市は、災害が発生する危険性の高い場所及び区域、避難所等災害に関する情報を掲載した地図その他の図書を作成し、防災訓練等を通じて、当該地図等の内容及び活用方法を周知するものとする。

第3項、市民等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、防災訓練等その他地域における防災活動に積極的に参加し、防災に関する知識の習得に努めなければならない。

第4項、事業者は、従業員等の安全を確保するため、災害が発生した場合における従業員等の円滑な避難、待機及び帰宅のために必要な防災訓練等を実施するとともに、必要な物資の備蓄に努めなければならない。

解説。

第1項関係。

いざ災害が起こった際に、いつ、どのように行動するのか、何ができるのかを自らで早く判断して適切に行動するためには、平常時から、さまざまな災害の種別、季節や発生時間帯、避難場所等を想定した実践的な防災訓練を行う必要があります。普段から訓練で身に付けていることしか災害時は行動できないとも言われており、できる限り実際に起こり得る状況を想定した防災訓練の実施が求められます。

また、大規模災害時の被害を最小限に食い止めるための広域的・総合的な防災訓練を関係機関と連携して行うなど、防災訓練を通じた災害への十分な備えが必要です。

本市では、市民総ぐるみ総合防災訓練を毎年開催していますが、さまざまな防災訓練の機会を捉えて、災害応急対策に必要な実践的な能力を養っていきます。

さらに、市民や事業者の皆さんに防災・減災に関する知識、理解を深めていただくため、防災訓練のほか講演会や研修等の機会を提供していくことも重要です。

それぞれの主体が一体となって市全体の防災力を高めるためにも、まずは本市が主導的な役割を果たし、地域においては市民等や自主防災組織と、また、国や県、防災関係機関等とも連携を図り、地域の特性に応じた実践的な防災訓練等を計画的に実施していくことを本項で規定しました。

「地域の特性に応じた」について、本市の市域において、ビルや高層マンションが建ち並ぶ中心市街地、住宅の密集地、津波による浸水や液状化が想定される沿岸部、河川沿い

で土地の低い地域、土砂災害の危険性のある山間部、石油コンビナート地区周辺など地形や立地する建物等の状況はさまざまであり、災害の種別、発生時期や時間帯等の条件によって地域ごとに想定される被害の規模、内容は異なります。それぞれの地域の特性に応じた防災訓練等を行うことにより、被害の防止、最小化につなげます。

#### 第2項関係。

自分が暮らす地域や、通勤・通学する地域での災害の危険箇所を知り、いざ災害が発生した際に、どこを通過して、どこへ避難すればよいのかを早く判断して実際の行動に移すことは大切です。災害が発生する危険性の高い場所や区域、避難所等（そのほかにも、防災倉庫、防災井戸、貯水槽、AEDなどが考えられます。）の災害関連情報を市民等に周知するための機会として、防災訓練等は効果的で貴重な場となります。そのため、本項において、本市がこれら災害関連情報を取りまとめた地図などの図書を作成した上で、防災訓練等を通じて、地図等の内容や活用方法を周知することを規定しました。

#### 第3項関係。

市民等が自らの生命、身体、財産を災害から守るためには、事前準備の必要性を理解し、避難や備蓄など防災に関する正しい知識を身につけていただくことが大切です。そのため、本項においては、市民等の皆さんが、行政や自主防災組織等が行う防災訓練、講習会その他防災活動に積極的に参加し、防災に関する知識の習得に努めていただく義務規定を設けることとしました。

#### 第4項関係。

災害が発生した場合において、事業者は、従業員や訪問者の安全な場所への円滑な避難、待機、帰宅を促すための情報提供を行うなど、従業員等の身の安全を確保する必要があります。このような状況を想定して、事業者においては、平常時から防災訓練等を実施して災害に備えるとともに、従業員等が帰宅できない場合のために必要な物資の備蓄に努めていただく必要があるため、本項を規定しました。

以下、三重県の条例、他自治体の事例等を掲載させていただいております。

この条文につきましては、以上でございます。

### ○ 小林博次委員長

ありがとう。

これは資料説明、ないね。その次の項やな。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

じゃ、資料説明を。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

引き続きまして、14の協定の部分の追加の資料につきましてご説明を申し上げたいと思います。

タブレット上につきましては、07参考資料、危機管理監をおあけいただきたいと思えます。ちょうど11ページ物となっております。

よろしいでしょうか。

11分の3ページとなります。

現在、四日市市が締結する応援協定・覚書等一覧表のご説明を申し上げたいと思います。

ここから数ページにわたって一覧という形で載せさせていただいてあります。こちら、いろんな事業者様等の記載をさせていただいておりますけれども、基本的には物資の供給であるとか災害情報の類い、それと緊急輸送の確保、避難場所の提供など、あと、工事の部分、災害応急工事の部分について迅速かつ的確に行われるようということで、各事業所様との協定を幅広く、現在進めております。

本日付につきましては、11分の7ページのほうにございますけれども、現在78という協定で、現在のところは進めております。今後も、先ほども少しご紹介ございましたけれども、ドローンを初め、いろんな団体さんとの協定をこれからも進めてまいる予定でございます。

資料のほうにつきましては以上でございます。

○ 小林博次委員長

事務局、引き続き説明を。

○ 一海議会事務局主幹

それでは、お手元、A3資料、右上(16)協定の締結、提言ナンバー6、ナンバー7、こちらのほうをご覧くださいませでしょうか。

市長への政策提言の中で、6番目の事項として、協定締結などによるドローンの活用でありますとか、7番目、支援物資を速やかに配送するための実行計画の策定がございました。本条文は、これらに関連する規定の案としてご準備いただきました。

では、読み上げのほうをさせていただきます。

災害予防対策、協定の締結、第1項、市は、災害が発生した場合において、物資等の供給、災害情報の提供、緊急輸送の確保、避難場所の提供、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、他の地方公共団体、多様な事業者等との協定を幅広く締結するよう努めるものとする。

第2項、前項の協定の実効性を確保するため、市は、防災訓練等の機会を通じて、平常時から協定を締結する他の地方公共団体、事業者等との連携を図るものとする。

用語。物資等とは、食料、飲料水、衣料品、医薬品などの生活関連物資のほか、災害応急対策に必要な物資や資機材などをいいます。

応急の復旧に係る工事とは、災害により被害を受けた道路や水道施設などの公共土木施設を応急的に復旧する工事をいいます。

その他の災害応急対策とは、医療・救護活動、仮設トイレの設置などをいいます。

解説。

第1項関係。

大規模な災害であればあるほど、被害に対して本市がすぐに対応できる範囲には限りがあり、災害応急対策を行うに当たって、他の地方公共団体からの応援や、民間の事業者・団体等からの協力は不可欠です。これらの応援・協力を早期に行ってもらうためにも、県や他市町村、事業者等との間であらかじめ協定を締結しておき、いざという時のために、実施する内容、相互の連絡体制、手順、費用負担等を取り決めておくことが重要です。

本市では、平成29年12月現在、78の協定を締結していますが、災害への対応力を一層高めるためには、行政間で広域的な連携を図る協定や、得意分野に応じたさまざまな業種の事業者等との協定、あるいは複数の事業者等との協定を締結することも必要です。これらのことから、本項において、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、本市は、他の地方公共団体、多様な事業者等との協定を幅広く締結するように努めることとしました。

第2項関係。

第1項に基づいて締結した協定が実効性のあるものとして災害時に機能するためには、防災訓練や会議等の機会を通じて、平常時から、協定を締結する自治体や事業者等と定期的に協定内容を確認し合うなど緊密に連携を図る必要があることから、本項を規定することとしました。

なお、第1項のところの下線部分ですけれども、また、これは最新の段階でその時点の数字に改めさせていただく予定でございます。

この条項について、事務局は以上でございます。

#### ○ 小林博次委員長

じゃ、引き続き説明のほう。

#### ○ 蒔田危機管理室長

それでは、引き続きまして、物資等の確保及び供給の計画策定というところでの資料でございます。先ほどの続きとなります。07参考資料、危機管理監の11分の8と11分の9ということで、2ページにわたっております。ご確認をお願いしたいと思います。

こちらにつきましては、食料を初めとする生活関連の物資であるとか、救出活動、また、避難所で活用する物資と資機材等の一覧を載せさせていただいております。ちょうど表につきましては、左からそれぞれ備蓄の資材ということで、クラッカーから入りまして、次ページではエアテントで終わっておりますけれども、各資機材の品名が載せてございます。

続いて、縦の升ですけど、総計ということで、1、2、3ということで合計を出させていただいております。1につきましては、指定避難所等で備蓄しているものが1、それと、2番の部分につきましては、拠点の倉庫ということで、私どもで今、整備をいたしております安島と南部、それと垂坂公園と南部丘陵公園という四つの大きな倉庫がございまして、そちらのほうで備蓄をしている部分が2、それと、今年度も含めまして、今後、購入を予定しておるものを3ということでお示しをさせていただいておりますので、ちょうど総計のところにつきましてはそれぞれ足し込みをしておりますので、この数につきましてはご確認をいただければなと思います。

こちらの説明につきましては、以上でございます。

#### ○ 一海議会事務局主幹

今度は条文素案のほうでございます。

お手元、A3の紙資料、右上に(17)物資等の確保及び供給の計画策定、提言ナンバー7とあります、こちらの資料をご覧ください。

市長への政策提言の中で、7番目には、支援物資を速やかに配送するための実行計画の策定がございました。これに関係する規定の案として整理のほうをいただいております。

では、読み上げさせていただきます。

災害予防対策、物資等の確保及び供給の計画策定、第1項、市は、災害に応じた被害を事前に想定し、災害時の物資等の確保及び供給に係る計画を策定するとともに、当該計画に基づいて防災訓練等を実施し、その実施状況を検証するものとする。

第2項、市は、前項の計画に基づき、救援に必要な物資等（以下「救援物資」という。）の受入れ及び整理を円滑に行うとともに、当該救援物資を迅速かつ的確に指定避難所等に供給する体制を整備するものとする。

第3項、市は、指定避難所等における救援物資の受入れ及び供給が円滑に行われるよう、自主防災組織、災害ボランティア等との緊密な連携協力体制を構築するものとする。

解説。

物資等とは、食料、飲料水、衣料品、医薬品などの生活関連物資のほか、災害応急対策に必要な物資や資機材などをいいます。

指定避難所等とは、指定避難所（災害対策基本法第49条の7に基づいて本市が避難所としてあらかじめ指定する公共施設等で、各地区市民センター、小学校、中学校などがあります。）と、福祉避難所（指定避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所として本市があらかじめ協定を締結する福祉施設等）のことをいいます。

解説。

第1項関係。

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震では、全国からの救援物資が被災地近くまで到達しているにもかかわらず、人手不足や輸送手段が確保できないなどの理由により、必要な物資が必要な人の手元に届くまでに時間がかかったことが大きな課題とされました。

このような課題を教訓として、本市で大規模災害が発生した際、市民に必要な物資を必要なタイミングで届けるためには、災害の種別、被害の程度や季節を考慮して物資の種類、量を事前に想定した上で、物資を確保するための準備、対策が必要です。

また、物資輸送の拠点となる集積場所の確保、物資の迅速な整理と仕分け、輸送車両や

燃料の確保など、必要な物資を早期に被災地に届けるための体制づくりも重要です。

そのためにも、あらかじめ、本市を中心として、協力を得る事業者等との役割分担を明確にして、必要な人員や体制を確保するための物資等の確保及び供給に係る計画を策定する必要があることから、本項を規定しました。

さらに、策定した計画にもとづいて防災訓練等を定期的を実施して、課題や改善点があれば、計画内容の随時見直しを行うための検証を行うこともあわせて規定し、より実効性のある計画としていきます。

### 第2項関係。

大規模災害の場合、被災直後に国から大量の救援物資が県を通じて市内の集積場所に輸送されますが、そのほかにも、協定に基づいて小売事業者等から食料品や飲料水の提供を受けたり、全国からさまざまな支援物資が運び込まれることが想定されるため、事前に十分な対策を立てておかなければ、市内の集積場所は、大量の物資が混在した状態で山積みとなり、結果として物資の輸送に時間がかかることが大変懸念されます。これら物資の仕分け、在庫管理を円滑に行うためには、専門的な知識・経験があり、フォークリフトなどを所有する倉庫事業者等からの協力が不可欠です。

また、集積場所で整理した救援物資を、迅速かつ的確に指定避難所等に輸送するためには、同じく、物流のノウハウを持ち、人員、車両、燃料が確保できる運送事業者等からの協力も欠かせません。

本市の役割として、各地区市民センターなどの指定避難所や福祉避難所まで必要な物資を確実に届けるためには、集積場所の運営や輸送業務に関する民間事業者との協定が効果的に機能するための平常時からの体制づくりが重要であり、本項を規定しました。

### 第3項関係。

指定避難所、福祉避難所に届いた救援物資を整理し、地域で救援物資を必要とする人の手元にまで届けるためには、それぞれの地域で活躍する自主防災組織、NPOなどの災害ボランティア等による協力が不可欠です。そのためには、本市は、平常時から自主防災組織や災害ボランティア等と密接に連携し、協力を得るための体制づくりを図る必要があることから本項を規定しました。

以下、他市の事例がございますので、ご覧ください。

この条項については、以上でございます。

## ○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

## ○ 蒔田危機管理室長

引き続きまして、自主防災活動への支援ということで、私どもの資料のほうの最終になりますけれども、11分の10と11分の11ページということで、先ほどの続きをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうにつきましては、平成28年度の防災啓発講座の実施状況ということを取りまとめてございます。各地域における防災・減災の取り組みを促進するため人材育成を目的に、防災大学や防災・減災女性セミナーを実施いたしました。また、防災大学修了生を対象としたステップアップ講座、また、ご家族を対象としたファミリー防災講座をあわせて開催いたしております。

続いて、ちょうど11分の10ページの上のほうになりますけれども、防災大学のほうの実績ということでご紹介をさせていただきます。

受講生の方につきましては、昨年度30名で、修了された方も30名でございました。講義等の開催につきましては合計18回、開講式から始まって、一番最後の閉講式まで行きますけれども、このような内容で実施をさせていただきました。修了生につきましては、延べ715名となっております。

引き続きまして、下段のほう、防災・減災女性セミナーのほうへ入らせていただきます。

こちらにつきましては、昨年度10人の中で8名が修了をされております。合計の実施回数につきましては、先ほど同様、減っておりますけど、約14回、修了生の累計につきましては59名です。

続いて、最終の11分の11ページへお移りいただきたいと思います。

こちらにつきましては、ステップアップ講座のほうを記載させていただいております。こちらのほうにつきましては、受講者が5名のうち、5名修了していただいております。13回の講座で、修了生の累計につきましては43名でございます。

それと、中ほど、ファミリー防災講座の欄があると思います。こちらにつきましては、44名の申し込みという方は親御さんの申し込みです。36名がすべての講座を出席していただきました。今までは82名の修了というふうになっております。

また、一番最後に、平成28年度、昨年度より防災大学と防災・減災女性セミナー、ステ

ップアップ講座においては、防災士の資格がとれるような養成研修を兼ねておりますので、こちら全ての受講生の方のうち、防災士を取得していただいた方につきましては合計28名でございました。

以上でございます。

#### ○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、引き続き。

#### ○ 一海議会事務局主幹

お手元の紙資料、A3の右上に(18)自主防災活動への支援、提言ナンバー7とあります、こちらの資料をご覧ください。

政策提言の中で、7番目として、先ほどにもありました、支援物資を速やかに配送するために自主防災組織が最大限に力を振るってもらう仕組みづくりについてがございました。本条文は、これに関係する規定の素案として整理をいただいております。

なお、参考資料としまして、前回の委員会の資料をタブレットの05参考資料として再掲してございますので、ご参考としていただければと思います。

では、読み上げのほうをさせていただきます。

災害予防対策、自主防災活動への支援、第1項、市は、自主防災組織が地域において自発的に行う防災活動（以下「自主防災活動」という。）を推進するため、自主防災組織に対し、防災訓練等の実施に関する情報提供及び助言並びに資機材の整備及び自主防災活動に対する助成その他必要な支援を行うものとする。

第2項、市は、自主防災活動において主導的な役割を担う自主防災リーダーの育成に努めるとともに、当該自主防災リーダーの役割、活動状況等を広く市民に周知することにより、地域における自主防災活動の推進を支援するものとする。

用語。自主防災リーダーとは、自主防災組織等の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行い、地域における自主防災活動の中心となる人をいいます。

解説。

第1項関係。

大規模災害が発生した場合、行政が担う「公助」による対策には限りがあり、市内それ

それぞれの地域へ公の人的・物的支援が届くまでに数日を要することが想定されます。そのため、発災直後において、各地域での避難や初期消火、救援・救護、避難所運営などについては、地域の皆さんで力を合わせ、助け合いによる対応が不可欠となります。そこで、「自分たちのまちは自分たちで守る」ために中心となるのが自主防災組織です。

市内での自主防災組織の結成状況は、結成隊数が641、結成率95.5%（平成29年4月現在）となっていますが、地域での自主防災活動を一層活性化させ、災害時に自主防災組織が実際に機能するためには、本市が、平常時より自主防災組織との情報共有を行い、必要な施策を行うなど、自主防災活動に積極的にかかわっていく必要があります。

このため、本項において、地域での自主防災活動を推進するため、本市は、自主防災組織に対し、防災訓練、講習会・研修の実施に関する情報提供や助言、資機材の購入費用や活動費用に対する助成その他必要な支援を行うことを規定しました。

米印、結成率とは、結成する世帯数を市内の総世帯数（自治会長名簿による）で除したものの。

「その他必要な支援」には、防災マップ・避難計画・避難所運営マニュアル等の作成支援、自主防災組織が未結成の地域における結成支援、他の自主防災組織・地域の消防団・地域の事業者等と連携する機会の提供などがあります。

自主防災活動には、主に下記の内容があります。これらの活動が自主防災リーダーを中心として地域で円滑に行われるよう、本市は人材の育成に努めます。

平常時（被害の防止）、危険箇所の確認・点検、避難路、避難場所の確認・点検、資機材、備蓄物資の整備・点検、自力での避難が困難な要配慮者の把握、計画・マニュアル、防災マップ等の検討・作成、災害時の連絡網の確認・整備。

災害時（被害の最小化）、避難誘導、避難支援、初期消火、安否確認、救出、救援・救護、情報の収集・伝達、資機材、備蓄・支援物資の調達、避難所の運営、地域の巡回、安全点検。

第2項関係。

地域の防災力を高めるためには、幅広い年代から多くの方が自主防災活動に参加し、自主防災に関する理解を深めていただくことが大切です。地域の皆さんが一体となって自主防災活動に取り組んでいくためにも、地域のことをよく知り、地域の方と顔なじみで、自主防災活動の中心で主導的な役割を担う自主防災リーダーの存在は欠かせません。

そのため、本市は、人材育成に必要な研修会や養成講座等を開催したり、マニュアル等

を作成して情報共有を図るなど積極的に支援することにより、自主防災リーダーの育成に努めることとします。

また、地域において、自主防災リーダーの役割が広く認知され、活動状況等が理解されることにより、自主防災リーダーが地域の消防団、事業者、学校、民生委員等との連携が図りやすく、地域住民からの協力も得やすくなることから、本市が自主防災リーダーについて積極的に周知を図ることにより、地域における自主防災活動の推進を支援します。

第1項の解説部分、下線部分は、これ、また先ほどと同じように、最新の数字がわかりましたらまた修正のほうをさせていただき予定でございます。

そのほか、他自治体の事例とか災害対策基本法が上げてありますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

以上で説明は終わりました。

ここで、10分程度休憩させていただきたいと思います。その間に質問を整理してください。

14：24 休憩

---

14：34 再開

○ 小林博次委員長

じゃ、会議を再開します。

ご説明をいただきました点について質問、ご意見あれば出してください。

○ 山口智也委員

済みません。1点だけ、(14)の防災訓練等の実施のところなんですけれども、ちょっと私、気になったところが一つありまして、条文の第3項なんですけど、市民等は、みずからの生命、身体及び財産を守るため、防災訓練等その他地域における防災活動に積極的に

参加しというところなんです、この条文自体を変更する必要はないと思うんですけども、思いとしては、積極的に防災訓練に参加できる人はいいんですけども、参加したくても参加できない人ってやっぱりたくさんいるわけで、障害をお持ちの方とか、そういう方を念頭に考えると、例えば条文の説明のところ、右側の分の第3項関係の説明の部分で、例えば防災訓練等の際に、要援護者の方も一緒に参加できるような取り組みというような内容のことを、そういったことを積極的に地域として取り組んでいくように、要援護者という部分では、骨子の部分でも(20)で別に設けていただいていますし、要援護者に対する支援というのは条例の各所に、随所に入れていただいているんですけども、防災訓練のところも、一文そういうところの要素を入れていただくといいのかなという感じがします。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

資料説明に対する質問でも結構ですけど。

○ 森 康哲委員

短めに。(18)の提言7のページ、左側やと下から6行目、右側やとちょうど中段のところに、地域の消防団という表記があるんですけども、この消防団の各分団というふうに直された方がいいのでは。地域の消防団じゃないので。

○ 小林博次委員長

消防分団やね。

○ 森 康哲委員

はい。消防団の各分団というのが正確だと思います。

○ 小林博次委員長

正確に表記するようにします。

○ 早川新平委員

協定の締結のところで、78の協定を結んでもらうておるのやけど、これ、協定を結んで、それが発災時にちゃんと機能するんかというのは、協定を結んだら大丈夫ですというだけでは非常に不安なんですけど、現実論としてね。だから、その協定を締結したところは、毎年度、再契約している。それとも、1回したら何年間とかそういうところはあるんですか。

## ○ 蒔田危機管理室長

先ほど、早川委員のほうからは、災害時の協定締結後の流れといいますか、サイクルのようなご質問ございました。基本的には、大きく内容が変わらなければ、基本的に1回結んでそのままとなります。

もう一つ、前段で実効性ということが、委員からもご質問ございまして、実効性等につきましては、例えば相手さんの当然、人事異動もありますし、会社が変わられたり、いろいろ、これ、多分、事情があると思いますけれども、連絡先の確認をしたり、最近の防災訓練でいきますと、協定を結んだところなんか積極的にご参加をいただいて、実際の訓練の中でもご参加をいただくように、ちょっとこちらとしては手配をしております。

以上でございます。

## ○ 早川新平委員

ありがとうございます。

訓練と現実というのは、本番というような言い方が正しいかわからんけれども、本番、非常に協定を結んであるから大丈夫なんです、でも、実際にあったときにそれが機能しなかったのが、想定外でしたわというのがあってはならんと。物すごくそれは不安なんですよ、現実にね。例えば一般企業の方と協定を結んでもらっていて、じゃ、どここの堤防が壊れたと、それやと早急に直さなあかんの、民間の方、普段はお得意さんとか必ず同時に要望が必ず来るのであるのならば、それが大優先、何が第一義にあるかというところ、非常に難しいところやけれども、協定を結ぶことが目的ではなしに、発災時にきちっと協力をいただけるという確約が大事なところなので、非常に難しいところなんやけれども、協定を結んでいるから大丈夫なんです、でも、現実やったら違っていましたということがないようにやるにはどうするかというのが、僕は一番、難しいんですけどもね。そこがどうなっているのかなということでお伺いをいたしました。それを踏まえて何かあ

れば。

### ○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

ご指摘のとおり、協定を結んでいるわけでございますので、当然、災害時に発動ができる形をとっていただかなあかんというのは思いますが、ただ、その段階のときにどうなっているかというのは、誰も今の段階で必ずできるかどうかというのはわかりませんので、当然、協定を結ぶ中で、さきほどの訓練の話もしましたが、協定先に、やはり、日ごろからこういった訓練等に参加していただいたりとかする中で、やっぱり意識を高く持っていて、その際にはどういったふうにやるというようなことをそれぞれの協定先に認識していただくように、私どもも毎年、全て毎年全部できるかということではございませんが、少しずつやっていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

### ○ 早川新平委員

危機管理監がおっしゃるとおりなので、非常にそのところの区切りというのは難しいところなんやけれども、発災時というのは同時に起こるので、協力をしてくれるところというのが何を再優先でしていただけるかといったら、普段は、これはもうお得意さんやと思うておるので、普段のつき合いがね。だから、それがないように、じゃ、行政はどうするかというのが難しいところというのは、もともと指摘はさせてもろうとるんやけれども、機能するようにご努力いただければならんというふうに思っています。ただ、協定、普段、結んでいただいているところにもそれなりのことをやっぱりしていかと、困ったときだけ助けてくれというのは、これは現実論、難しいと私は思っています。

委員長、続けてよろしい。

### ○ 小林博次委員長

はい。早川委員、続けてください。

### ○ 村山繁生委員

ちょっと、関連でよろしいか。

その協定のところでなんですけど、災害時におけるし尿収集とか仮設トイレの相手先が、四日市市生活環境公社だけなんですけど、これ、他市との協定はないんですか。

○ 蒔田危機管理室長

村山委員のほうからは、トイレのところで他市とのということでございました。

他市につきましては、私どもでいくと、石油コンビナートを有している都市間であったり、市単独で結んでいる他市町もちょっとございますので、そちらへ応援要請をかけるなりして手当をしようと考えております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

やっぱりちゃんと協定で結ばれているんですか。四日市市だけやと、四日市がここでもう被害を受けておったら、ここも動けないというのもあると思うんですよ。だから、くみ取り、バキュームカーが全然足りないことも発生してくるので。仮設トイレも着くまでに四日市だけじゃだめだと思う。要請していくというのではなくて、ちゃんと協定は結ばれているんですよ。

○ 小林博次委員長

誰が答えるかな。

○ 蒔田危機管理室長

現在、協定の、資料にもお付けをさせていただきましたけど、県内での応援の協定であったり、他市町って私言いましたけど、例えば尼崎市であったり、特例市であったりということで、結構幅広く対応はとれるようにはしてございます。いわゆる日本全国いろんなところに声かけられるようにということで、今のところ、協定を結んで推進しております。

以上です。

○ 村山繁生委員

協定されていることを確認しました。

結構です。ありがとうございました。

## ○ 早川新平委員

自主防災組織の組織体制が、結成が641名、結成率95.5%というふうには、先ほど資料では見せていただいたんですけれども、旧市民防ってありましたよね、3年ぐらい前からかな。技術部隊と。現実、今でも、富洲原のことしか私はわからないんですけれども、第4日曜日に朝、乾式ポンプで訓練をやってもらっているんですよ。現実には、そういう人たちがリーダーになってやってもらわんと、組織やっても機能しないと私は思っています。それはなぜかという、前も指摘したと思いますけど、危機管理監のほうに、ペーパーで連絡員とか誘導員とか、自治会が中心となって出しているんですけども、これ、なってくれよ、なってくれよというだけのところで、結果だけ出しておるんですよ。じゃ、それをどうするかということは、これは地域の問題なんだろうけれども、これでこれだけ結成させて、じゃ、これが機能するかというと、僕はほぼ難しいと思っています。

その解決策、それが無理なら、沿岸部には旧市民防というのが結成されていたんですけれども、あの人たちというのはやっぱり自覚が非常に強くて、今でも訓練、月1回は必ずやっているという実感があるので、だから、そのところなんですよ。ちょうど資料をいただいていたら、地区防災組織活動補助金の上限額というのがずっと書いてあって、2830万円かな、24地区で。だから、そういったところで、これがどういうふうに使われておるかという、きょうはこんな小さいところはどうでもええので、自主防災組織はペーパー上で本部へ来たら結成されていますと。これが機能するかしないかというのは、僕は非常に机上の空論になる可能性を危惧しているので、沿岸部は旧市民防という組織があったんですけども、それを再活用とかリーダー的にやっていかないと、本当に機能しないんじゃないのかなというので質問をさせていただきました。

## ○ 蒔田危機管理室長

早川委員のほうからは、旧市民防という組織体がありまして、その方たちにより地域に貢献をという、そのようなご指摘がございました。

今まで36隊が実はあったんですけれども、全ての方が地域に入られて防災活動に従事されているとはちょっと思いませんが、例えば一例でいきますと、地区防災組織がそれぞれ各地区にございまして、減災アドバイザーということで私どもの本当に補佐する、

地区の皆さんを、要は自治会長さんとか自主防災会の会長さんを補佐する立場である減災アドバイザーに現にもうなられている市民防の方もおみえになりますし、もっとそういう意味では幅広く、ある地区では、ほとんど自治会活動の防災の部分につきましては、市民防の方々が、それこそほとんど皆来てみえるという、そんな地区もございますので、ちょっと済みません、全てではありませんけれども、一部としては、まだ現に大活躍を实はしていただいております。

以上でございます。

### ○ 早川新平委員

最後にします。

そういう部分的なことやなしに、自主防災組織が641も結成されていますよという安心感を持つのではなしに、641の自主防災組織が、現実に発災時には活躍できるかというところを危惧しているのですね。だから、もし現実でその旧市民防の方たちが、減災アドバイザーとか、そういうリーダー的にやっていただいている方がみえるのであれば、旧市民防にとらわれずに減災アドバイザーを各地域に、この方が全部リーダーやという形で組織を再結成せんと、1年に1回の防災訓練のときには、俺、誘導員になっておっらしいわとか、それが現実なので、そんな形式的なことにとらわれているのは、僕は非常に危険やというふうに思って、発言をさせていただきました。

以上。

### ○ 村山繁生委員

確認の意味もあるんですけど、17番の災害予防対策の救援物資のところなんですけど、幾ら円滑に救援物資をさばいたとしても、最初の1日か2日はやはり大変だと思うんですよ。やはり、そういった意味では、やっぱり市民が水、例えば食料の備蓄というのはやっぱり絶対必要やと思うんですよ。幾らこれを周知しても、なかなか備蓄率が進まないということで、この2枚目に、京都府の事例が書いてもろうてありますよね、府民はという。自分でこうやって個人で備える、条例に入れ込んでもろうてありますよね。やっぱり四日市もそのぐらいのことはやっぱり入れたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。これ、市民の役割のところに関連するかわかりませんが、これはやっぱり、どうしても本当に条例に入れるまで、やっぱり市民、これは大事やと思うんですけど、いかがでしょ

うか。

○ 小林博次委員長

強調してという必要があるかもわからんわね。一遍検討します。

○ 村山繁生委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員

済みません。ずっときょう資料いただいて、話を聞いてまいりまして、市長に提言するのに災害予防対策、ねずみ色になっている部分ですけれども、どうも資料を見たり聞いていますけど、減災対策という中身が結構あるのかなということを感じましたので、この災害予防というのを否定するものではないんですが、減災対策というのもフレーズとして、もし入るのが可能でしたら、ちょっと委員長のほうでご検討いただければと思います。

○ 森 康哲委員

防災訓練のところで全般的になんですけど、消防本部や消防団という表記が全くないので。例えば一番最初の、市は、市民等、自主防災組織、国、県、防災関係機関というところなんですけど、消防本部はこれ、防災関係機関になるんですかね。

○ 小林博次委員長

事務局、ちょっと説明してください。

○ 一海議会事務局主幹

消防本部につきましては、こちらの中で、「市は」ということで、市の中に含まれているということでの条文でございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

消防団、入っていない。

○ 一海議会事務局主幹

消防分団につきましては、市には含まれません。

以上でございます。

○ 坂倉消防長

消防本部の坂倉でございます。

消防本部、当然、市の機関でございます。それから、消防団につきましても、消防組織法でいわゆる消防機関の一部でございます。このところは、市の機関ではあり、もう一つは、やっぱり防災関係機関でもあるということですので、ちょっとそこの表記は少し事務局と整理をさせていただきたいと思います。消防団も四日市市消防団でございます、消防本部も四日市市消防本部、これが正式名称でございますので、ちょっとそこをどういうふうに整理するかは、少し事務局とちょっと調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員

今までも総務常任委員会等で消防団の役割とか、消防本部と危機管理室の関係とかを議論、ずっとしてきた経緯もありますので、ぜひ条例の中にもしっかりと明確に盛り込んで、地域の中でも良好な関係を築き上げるような条例にさせていただきたいと思います。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 樋口博己委員

まず、先ほど伊藤嗣也委員が発言された減災というところは、こっちもぜひとも、今の発言を受けて、四日市市防災対策条例というよりも防災・減災、真ん中ちよぼで減災というようなこっちのほうがいいかなと思います。

2点あるんですけども、1点目は、協定のところで、他市町、特例市とかの協定はあるということで、堺市とか徳島市とか、太平洋側ですので、飯田市もあるんですけど、日本海側の協定というお話もずっと以前聞いたことがあるんですけど、その辺のところでは

か進んでいることがあったら、ちょっと教えてほしいんですが。

#### ○ 蒔田危機管理室長

樋口委員のほうからは、協定先の中で、もう少し遠方といいますか、直接被害を受けないエリアとのということでのご指摘でございました。

特例市もたくさんありますし、日本全国に散らばってはもちろんですし、なかなか日本海側を特化してというところではなくて、今のところ一番遠い日本海側でいきますと、飯田市ぐらいかなと思います。あとは、長崎市とか、おっしゃられた堺市とかというのはありますけれども、ちょっと離れてはいますけど同じようなところですし、奈良市というものもありますので、全く津波等の被害を受けない内陸部とも結んでおりますので、そういう意味では、いろんな形では結んではいますけれども、なかなか日本海側と言われると、ちょっと今のところありません。

#### ○ 樋口博己委員

そういう視点で、今後、そういう機会があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一点は、14の防災訓練等の実施の中で、第2項で、市は、災害が発生する危険性の高い云々ということで、こういったものを「地図その他の図書を作成し」ということで、解説にも地図、図書ってあるのですが、これはいわゆるペーパーで残すということによろしいですか。

#### ○ 小林博次委員長

避難したり、そういう訓練のときに、この辺がちょっと問題あるよというやつを、あらかじめペーパーにしておいて訓練に使うと、こういう趣旨だと思います。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。そうすると、避難訓練しながら、また、もし災害が起こった場合には、現場でそういうことを記入、追記しながら活動していくということですかね。

その上で、CTYとの防災協定も組んでいまして、緊急放送等の防災協定になっておるんですけど、例えばCTYが防災のアプリを独自に出していまして、そことちょっとタイアップして、こういったことが盛り込めるかどうかのかわかりませんが、何かそんなの

ができる、日々、CTYのもとへデータを送ると更新いただいて、災害でもスマホ等を使えるという話なので、アプリでできるのかなと、ちょっとそういった観点も検討いただけたらと思います。

#### ○ 山下危機管理監

委員おっしゃられたとおり、CTYについては、四日市エリアのコミュニティー放送でございまして、災害時においても、かなり市独自の放送も流してもらえらるというふうに思っていますので、そういったことも含めて、そこの連携は図っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

#### ○ 小林博次委員長

ほかはどうでしょうか。

#### ○ 加納康樹委員

済みません。私が間違えていたらちゃんと教えてほしいんですけど、事務局のお二人、ちゃんと聞いていてください。事務局に向けて多分しゃべることになります、特に。

まず、(14)のペーパーのところで、その第1項で「市は、市民等」をちょっと省略して、「地域の特性に応じた実践的な防災訓練及び講習会その他防災に関する研修」、ここで「(以下「防災訓練等」という)を計画的に実施するものとする」とあるので、この規定されたというのか、「防災訓練等」というのは、市が行うというのか、市が実施する、そんな防災訓練等なのかなという前提でしゃべらせてもらいます。この前提が違ったら、また後で言ってください。

何でそう思ったのかというと、その第3項のところで、「市民等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、防災訓練等」なので、これは市が行う防災訓練等。そこで、だから、あえて、「その他地域における防災活動に積極的に参加し」とあるので、地域のほうが防災訓練等とは別であるんだよということを多分、第3項で示してもらっていると思うから、市というふうに思いました。

それで行くと、まずちょっと、これは細かい点なんですけど、「防災訓練等その他地域における」という「その他」って何か冷たいなと思って。「及び」ぐらいでいいんじゃないな

いのかなという感じがなくはないです。何でそんなことを思ったのかというと、単純に「その他」というのは冷たい響きがあるのと、第3項関係の逐条解説を見ると、それに照らし合わせるところでいくと、第3項の3行目あたりに「行政や自主防災組織等が行う防災訓練」と書いてもらっているので、「行政や」と逐条で訳すんだったら「その他」って何か冷たいよなというふうに思いました。

ちょっと済みませんが、つながりがあるので全部一気にいきます。

それで行って、第4項のところなんですけど、これ、事業者に求めているところです。それで、「事業者は」ということで2行目のところへちょっと飛びますけど、「必要な防災訓練等を実施するとともに」とあるんですけど、ここの防災訓練等というのを市が行うということを考えれば、「実施」じゃなくてこれは「参加」でいいんじゃないのかなというふうな思いがします。

それで、そのところ、何でかという、めくっていただいたところの三重県の条例で、めくっていただいて第3節の第26条、それを見ると、県のほうは「事業者は」、第26条です。よ。「事業者は」として「防災訓練等への参加の機会」、県は「参加」とうたっています。

そして、次の第27条で、地域の災害予防への寄与というところ、これは何が言いたいのかといいますと、ここで県は、防災訓練への参加というのと同時に、事業者は、この「自主防災組織と連携して」ということも事業者に県の条例は求めていることになるんですが、四日市はそこまで求めていないことになるんですけど、それでいいのかということ。

それと、防災訓練等のところで行きますと、済みませんが、(18)に飛んでもらって、(18)の第1項、ここ、自主防災活動への支援という項目があって、その2行目のところあたりで「自主防災組織に対し、防災訓練等の実施に関する情報提供」とあるんですけど、これが、さっき言った「防災訓練等」というのが、市が行うということであるならば、ここの「防災訓練等」というの言葉は、(14)の最初にあったところの「防災訓練等」という文言は「地域における防災活動」であるべきじゃないのかなと思うんですが、あっちゃこっちゃ飛びましたけど全部関連するので、とりあえず一項目め、ざっと言ったんですが、事務局さんから見解をお示しいただきたいと思います。

## ○ 小林博次委員長

では、事務局から説明させます。

## ○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

調査法制係の渡部です。

いろいろ多岐にわたってご質問いただきました。ちょっと漏らしておるところがあるかもわかりませんが、可能な範囲で説明をさせていただきたいと思います。

まず、ナンバー14のほうの防災訓練等の実施でございますけれども、おっしゃるとおり、14のほう、こちらの訓練というのは市が実施主体という想定で書かせていただいております。それを受けて、14のこちらの第3項、「市民等は」以下、省略しまして、「防災訓練等その他地域における防災活動」という表記なんですけれども、趣旨としては、ご指摘のとおり、解説に書かせていただいたものを想定して書いてございまして、こちらの「その他地域における」云々というのは、これは法令上の用語でございますけれども、なかなかそのまま条文化すると、ちょっと冷たいのではというふうな、そういったところも十分わかりますので、何かもっとよい表現方法がないかちょっと検討して、なんとか市民の方に伝わる表現といいますか、そんなものを正副委員長のご指導を仰ぎながら検討させていただきたいと思っております。

それから、こちら同じ第4項、事業者に対するいろんな諸々の規定でございますけれども、こちらの「防災訓練等」は、事業者さん独自で防災訓練を行っていただく必要もあるだろうということの想定のもとに書いたものでありまして、市の主催するものへの参加ということは、こちらにはメインとしてうたっておるものではございません。三重県のような規定にするものがよいのか、あるいは、こちらの正副案でご協議いただくほうがいいのか、そのあたり、これからご議論を進めていただければと思っております。

それから、ナンバー18のほうでございますけれども、こちらも防災訓練、あるいは防災活動、どちらの表現がいいのかという部分でありますけれども、こちらは少し、またご協議もあろうかと思っておりますけれども、14の表現のところでも申し上げましたように、こちらでも地域の方が主体となって行っていただくという部分をやっぱり強調していくという趣旨でいくと、意味合いが何とかもう少しわかりやすく、丁寧に伝わるような表現を工夫して検討させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

## ○ 加納康樹委員

説明はわかるんですけど、そうすると、これはもう、ちょっとこういう条文の書き方のプロとしての見解を求めたいんですが、私が言わせてもらったように、(14)のほうですけど、第1項のほうでの「防災訓練等」というのは市がという意味ですよというところで、でも、そこで(以下、「防災訓練等」という。)とうたっているのに、第4項の「防災訓練等」というのは、いや、事業者のやるものなんですよという、そういう切り替えの解釈ってできるものなんですか。だから、私としては、これは参加じゃないのということをやったんですけども、どんなもんですか。

#### ○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

ご指摘のとおりでございます。こちら第1項で「防災訓練等」という定義づけを行いますと、それ以降に表示する同じ文言であると、同じ解釈の意味合いというふうになってまいります。したがって、第3項の部分「防災訓練等」とございまして、その第1項を受けて同じ意味合いになってくるので、ご指摘のとおりでありまして、解説とちよっと合っていないということでございます。

#### ○ 加納康樹委員

なので、ここは、私としては、別に県に倣う必要はないと思うんですが、丁寧にいくなれば、第4項のところは「防災訓練等に参加するとともに」というのと、さらに項立てをして、別で事業者がちゃんと防災訓練もしなさいよというのをうたい込むのか、ちょっと私として正解は持っていないんですが、そこら辺のところをきっちりすべきなんじゃないのかというふうに思いました。

であるので、これまた事務局に質問ですけど、章は変わるんですけど、括弧書きで防災訓練等という、ということ、ここの(14)の第1項で規定していて、それが(18)の「防災訓練等」、これは章立てが変わるから関連はしてこないと見れるのか、やっぱり関連してくるのかというのは、どういう解釈でしょうか。

#### ○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

これは、規定のつくり方によりますけれども、今はちょっと個別に条例の検討をいただいていますもので、最終的に、議論が進み、全般で条例を並べたときに、関連が出てしまうと、議論とちょっと意味合いが変わってくるよというところになれば、例えばこの定義

というのはこの章に限るですとか、この条に限るというちょっと表現を後ほど追加させていただきたいと思ひまして、今はちょっとわかりやすくするためにその部分は割愛をしておるところでございます。

#### ○ 加納康樹委員

わかりました。最終的に整理がつくということで、「防災訓練等」ということに関しては一旦以上ですので、申し上げた点、また次回、整理をぜひお願いしたいと思います。

あと、もう一点だけありまして、(17)のところなんですけど、これの第1項、「市は、災害に応じた被害を事前に想定し」とあるんですけど、災害に応じた被害という言い方が何かちょっと乱暴な気がして、ちょっと乱暴というか、言葉足らずな感じがするのです。じゃ、どうするのというと、そのページの右下にあるように、例えば板橋区、山形県にあるように「災害時における」とか、山形県の「災害が発生した場合」とあればわかるんですけど、こんな第1項のままだと「災害に応じた」ってちょっと乱暴な、言葉足らずな表現な気がするんですが、いかがなものでしょうか。

#### ○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

こちらは、事前にちょっといろいろ検討しまして、最終的にこちらをということで正副にご確認をいただいておりますけれども、この「応じた」という意味合いは、例えば地震の場合、それから台風、津波、さまざまな種類をという意味合いで書かせていただきましたけれども、なかなかこれを読まれて、そういう意図が伝わらないということが今のご指摘を受けてよくわかりましたもので、解説に、必要に応じて、これを何とかわかりやすくする工夫は、少なくとも必要かなと思っております。

また、あるいは、こちらのほうを他市の事例のように簡潔に表記を行った上で、解説で補足するという手法も有効かと思ひますので、もしよろしければ、また正副委員長のご指導のもとで整理をかけさせていただければありがたいなと思っております。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員

お手間をかけますけど、ぜひよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○ 小林博次委員長

ほか。

○ 伊藤嗣也委員

済みません。(14)のところですが、市は、市民等、自主防災組織などとありますが、例えば地区においては、自治会とか地区社協さんというのは、市民等に入った考え方をするのか、その自主防災組織さんと重なっておる場合もあるんじゃないですか。その辺の考え方だけ教えていただければと思いますけど。

○ 小林博次委員長

整理な。

○ 伊藤嗣也委員

はい、済みません。

○ 一海議会事務局主幹

おっしゃっていただいた部分につきまして、条文の中で、市民等という中に読み込めるところもございますし、また、あるいは、自治会の方が自主防災組織の多くを担っていただいておりますという実際の部分もありまして、こちらで自治会さんを中心とした自主防災活動をされている場合にはこの自主防災組織という、こちらでも読み込めるかと思えます。

「等」というところで、条文のほうは記載のほうをさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。もし、可能でしたら、逐条解説のところ、もう少しわかりやすくしていただくとありがたいなと思っておりますので、一度ご検討のほう、委員長、よろしくお願いします。

○ 早川新平委員

14番の防災訓練等の実施、提言ナンバー1のところの第2項で、一番上、「自分が暮らす地域や、通勤・通学する地域での災害の危険箇所を知り」というので、この「危険箇所を知り」って、危険箇所があったらその前に行政が手を打って直しておかなあかんのと違う。これはどういう意味なのかな。危険箇所がわかっているんやったら、行政はそれなりの対策を打っておくべきではないのかと私は思うんやけど、どうですかね。どういう意味の危険箇所。

○ 小林博次委員長

事務局、よろしい。

○ 一海議会事務局主幹

条文第2項のほうに「災害が発生する危険性の高い場所や区域」というふうに書いてありまして、そういうような想定をしておったんですけれども、この解説の部分、ちょっと少し言葉足らずの部分があるかと思imasので、正副委員長とご相談の上、もう少し正確な表記で記載をさせていただきたいと思imas。

○ 小林博次委員長

それで直っていない危険箇所があるんやわ。例えば……。

○ 早川新平委員

それならわかるんやけど。

○ 小林博次委員長

それをあらかじめ地域の人に知ってもらって対応する。直ればいいけど、直らん箇所を全部洗って。

○ 小川政人委員

さっきの加納委員の議論やけど、14番、ナンバー6のところの「防災訓練等」というのは、何を指して「防災訓練等」ってしておるのか。それ、全部かかっておるのか、ただ単に防災訓練及び講習会その他防災に関する研修のことを言っておるのか、どっちやようわ

からんけれども。

○ 小林博次委員長

事務局で説明するか。

○ 一海議会事務局主幹

この括弧書きにつきましては、「地域の特性に応じた実践的な防災訓練及び講習会その他防災に関する研修」、これを以下、防災訓練等という形で整理をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

地域の特性からね。

○ 一海議会事務局主幹

はい。

○ 小林博次委員長

ほかにご覧ですか。

きょう、皆さんから出していただいた指摘箇所については、また後日打ち合わせして、文章修正して、ご提示をしたいなと思います。

ただ、防災訓練等の実施の第4項関係で、事業者においては平常時から防災訓練を実施せいと、事業者自身がやりなさいよと。そのこととそれ以外、例えばほかの地域の人がやるときにも参加しなさいというところはないんやけど、このあたりを含めて整合を図っていく、そんなことで取り組んでみたいなと思っていますので、よろしく。

きょうの審査はこの程度でいいですか。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、この程度にとどめます。

そうすると、あと、次回以降で残っているのが、七つの提言の中で、情報収集及び伝達、それから、活断層直上付近の建築規制、この二つが提言の中では残ります。ですから、次回の委員会ではこのあたりを軸に、きょうの修正とこの二つを軸に議論をしたいと、こう思います。それ以外のことがあれば、またその時点で協議させていただく。こんな段取りで進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、お知らせですが、8月17日の名古屋大学の減災館、それから10月30日からの行政視察に係るいずれも視察報告書、これをタブレットに送信しておりますけれども、修正とか意見がありましたら、1月12日金曜日までにご連絡ください。こういうことで取り扱わせていただきますので、よろしくお願いします。

それで、その次に、次の日程について、1月17か1月19日、いずれも午前10時。1月17日、都合の悪い人、おりませんか。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、17日午前10時で決めさせていただきます。

[次回日程は1月17日と決定する。]

○ 小林博次委員長

理事者のほうもよろしく。どうしても都合が悪い場合は、適当に配慮してください。

じゃ、これできょうの会議を終わります。ありがとうございました。

15 : 17 閉議